

# 確定申告は期間内にお済ませください

お知らせ

令和元年分（平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）の所得税および復興特別所得税の確定申告受け付け期間は、2月17日(月)から3月16日(月)までです。多久市では、主に農業申告や簡易な内容の申告相談を受け付けています。申告書は自分で作成して、早めの提出と納税をお願いします。土地・建物、株の売却などは、佐賀税務署に申告・相談してください。

## 市役所での申告

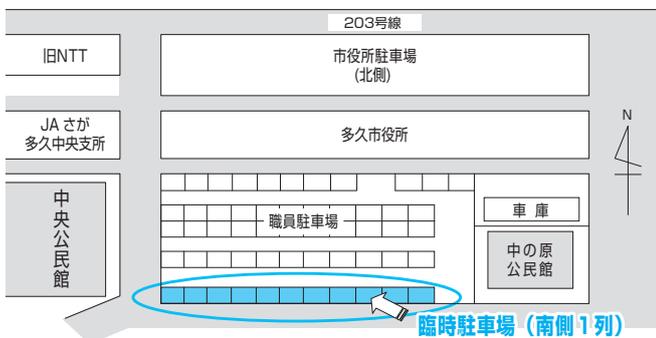
- 場 所 市役所 4階 大会議室（東）
- 期 間 2月17日(月)～3月16日(月)  
（土・日・祝日等を除く）  
※3月8日(日)は受け付けます
- 受付時間 9時～16時
- 問い合わせ ☎75-2013（会場直通電話）



## 佐賀税務署での申告

- 期 間 2月17日(月)～3月16日(月)  
（土・日・祝日を除く）  
※2月24日(月・振休)と3月1日(日)は受け付けます  
※所得税および復興特別所得税の還付申告は1月から受け付けています
- 受付時間 9時～16時
- 問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511  
※受け付け終了間際は大変混雑しますので早めにご来場ください  
※駐車場は大変混雑するため公共交通機関をご利用ください

### ○申告来場者専用臨時駐車場



- 所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納税は3月16日(月)まで
- 個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は3月31日(火)まで

申告書などの作成は、  
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.nta.go.jp>)へ!!

国税庁 検索

## 令和元年分所得税の主な改正点

平成31年4月1日以後の申告書提出の際、源泉徴収票等の添付が不要になりました。ただし、税務署や市役所での申告相談では、源泉徴収票等の確認が必要になりますので、忘れずにお持ちください。

## 医療費控除の留意事項

### ◎医療費控除の明細書の添付が必要です

平成29年分の確定申告から、領収書提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました（医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります）。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知書（医療費のお知らせ）を添付すると、明細の記入が一部省略できます。